東京都最低賃金のお知らせ



~東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます~



業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、

生産性向上のための設備投資などを行う場

合は、業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

2 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

2 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは 東京労働局賃金課最低賃金係(☎03-3512-1614) または 最寄りの労働基準監督署へ